

～市内企業への就職に伴って、新潟県外から転入し、賃貸住宅へ居住する従業員を雇用する企業が負担する住宅に係る経費の一部を補助します！～

新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金のご案内

補助対象経費・補助金額

県外から転入し、賃貸住宅（市内に所在するもの）に居住する従業員に対して企業が支給又は負担した家賃額の1/2を企業に補助します。
※市営住宅などの公共的な住宅は対象外です。

契約の仕方	補助対象経費	補助金額
従業員契約の賃貸住宅	企業から従業員へ支払った住宅手当	住宅手当の1/2
企業契約の賃貸住宅	企業の支払った家賃から従業員負担分を控除した額	企業負担額の1/2
社有社宅	家賃から従業員負担分を控除した額	

■補助金活用の例

企業が借上げ、賃貸借契約をする賃貸住宅で、家賃5万円を一時的に全額負担し、給与支給時に従業員から一部（2万円）を天引きしている場合…

⇒企業負担3万円のうち、その1/2である
1万5,000円を市が補助します。

補助金額は**月額上限2万円**、千円未満切捨て（予算がなくなり次第、受付を終了します）
※管理費、駐車場代、光熱水費等が含まれている場合は、その分を控除した額が対象です。

申請期間・補助対象期間

【申請期間】

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

【補助対象期間】

従業員が本補助金要綱で定められた要件を満たした月の翌月から24か月（1日付で満たした場合は当月）



申請に関する市HP

補助対象者

本補助金要綱で定められた要件のすべてを満たす従業員を雇用する、新発田市内に本社・本店または支店を有する企業もしくは個人事業主

要綱で定められている従業員の主な要件

- ・令和7年4月1日以降に新たに常用雇用者として雇用されていること。
- ・雇用された日の前90日から後90日の間に新潟県外から転入を行っていること。
- ・雇用された日の前90日に新潟県内の企業に常用雇用者として雇用されていないこと。
- ・交付申請後2年間以上、市内に居住の意思があること。
- ・転入日前2年間、市内に居住していないこと。

※その他複数要件あり。**必ず本補助金要綱を確認してください。**

など

※以前から市内に住民登録があっても、交付申請までの2年間、実態として県外に居住していることが証明できる方は対象になります。

◆県外居住証明の例

- ・卒業証明書
- ・以前の住所が記載された本人宛の郵便物など

申請方法と流れ

申請書類を裏面問い合わせ先まで、郵送またはメールにてご提出ください。
なお、必要な書類を含む本補助金の詳細は市ホームページ（右上のQRコードからアクセス可能）にて公開していますのでご確認ください。

申請の流れ

